

荃崎学園つくば市立荃崎第二小学校 いじめ防止基本方針（令和5年度）

本方針は、人権尊重の理念に基づき、荃崎第二小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

2 いじめ防止対策のための校内組織の設置

管理職、教務主任、生徒指導主事、担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭からなる、いじめの防止等の対策のための校内組織を設置する。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

【学校全体での取り組み】

	児童に関わること	保護者に関わること
① いじめの未然防止に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○自分のよいところや友達のよいところを、「価値ある個性」と捉え、自尊感情や自己肯定感を育む。 ○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させ、人権教育の充実を図る。 ○セーフティ教室や学級活動の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 ○全ての児童が活躍できる場面や役割を作り、自己有用感を高める。（児童会・学校行事等） ○正しい判断力（自己指導能力）を身に付けさせる。（道徳・特活・つくスタ等） ○進んで奉仕体験活動に取り組ませる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供が自分の物や他人の物を大切に扱えるように家庭での指導を促す。 ○携帯電話やインターネットを家庭で使う時のルール作りの協力を依頼する。 ○友達の気持ちを踏みにじったり、傷付けたりすることの重大さを日ごろから子供に伝えるように家庭での指導を促す。 ○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませるように伝える。
② いじめの早期発見に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が集団から離れて一人で行動している時は声をかけて話を聞く。 ○教育相談や生活アンケートを実施したり、休み時間や放課後などを利用したりして、児童から情報を収集する。 ○「いじめ・体罰解消サポートセンター」や市の教育相談センター等による相談窓口があることを周知する。 ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物などにいたずらがあつたらすぐに対応し、原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供との会話をできるだけ多くするように働きかける。 ○服装などの汚れや乱れに気を配ってほしいことを伝える。 ○子供の持ち物に気を配り、無くなったり、増えたりしていないか観察してほしいことを伝える。 ○悩みは何でも相談できるような雰囲気作りに努めるよう働きかける。
③ いじめの早期対応に関すること	1) 暴力を伴ういじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○常に味方であるという姿勢を見せ自分の子供の話に耳を傾け、事実や心情を聴くように促す。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、子供の言い分を十分に聴くように促す。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。

2) 暴力を伴わない場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラーと連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○常に味方であるという姿勢を自分の子供に見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラー、市教育相談センター、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、子供の言い分を十分に聞くように促す。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応をするように伝える。
3) 行が見えにくいいじめの場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握し、迅速に初期対応する。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラーと連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守り抜くという姿勢を子供に見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラーと連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、子供の言い分を十分に聞くように促す。
直接関係のない者		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるよう家庭での指導を促す。 ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者にはなっていないという気持ちを育てるように伝える。

【地域・家庭との連携】

①各家庭での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の子供に関心を持ち、子供のさびしさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。 ○ダメな時は「叱ることのできる親に！」頑張った時は「褒めることのできる親に！」の合言葉を意識させる。 ○家族全体で子供に関わることの大切さを伝え、特定の家族だけが子育てに関わるのではなく、より多くの大人が子育てに参加するように啓発する。 ○携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人とで話し合っ決めて決める。
②地域での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○子供たちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子供たちに地域から見守られているという安心感をもたせるようにする。 ○子供たちと顔見知りになるために、子供たちに出会った時はあいさつや声かけをお願いする。 ○公園や遊び場などで子供が困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。

【いじめ認知の過程】

①いじめの兆候を把握、児童や保護者から相談
②いじめ防止対策会議（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭で構成）の開催
③担任または生徒指導主事が調査、記録
④校長、教頭に報告
⑤いじめ防止対策会議にて認知
⑥全職員に周知
⑦市教育委員会に報告

4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

5 重大事態の対応（茨城県いじめ重大事態対応マニュアルより）

- (1) 重大事態とは
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第1号】
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第2号】
- ※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。
- (2) 重大事態の判断について
- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
 - ・被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。
- ※被害児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。
- (3) 重大事態への対応
- ①発生報告【法第30条第1項】
 - ・重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長へ報告しなければならない。
 - ②調査【法第28条第1項】
 - ・当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - ③情報提供【法第28条第2項】
 - ・当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - ④調査結果報告【基本方針 p 39】【ガイドライン p 12】
 - ・調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告する。
 - ・希望により被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添付できる。
 - ⑤再調査【法第30条第2項】
 - ・報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査を行うことができる。
 - ⑥再調査報告【法第30条第3項】
 - ・地方公共団体の長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童の保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

8 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を保護者・地域にも公表する。

9 その他

新型コロナウイルス感染症に係るマスクの着用の有無等によるいじめについても併せて指導する。